

令和8年4月10日

保護者様

京都市立市原野小学校  
校長 岩井 輝康

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の市原野学区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時まで発生した場合…翌日は臨時休業

深夜0時以降、登校までに発生した場合…当日は臨時休業

なお、休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校園の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

#### 2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休校としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、時間帯を考慮し、可能な限り早い段階で「保護者への引き渡し」または「一斉下校」「学校待機」等の判断をします。その際、メール配信・ホームページで連絡いたします。(不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこともあります。緊急時の連絡先番号により、連絡が取れる用意しておいでください。)

#### 3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

令和8年4月10日

保護者様

京都市立市原野小学校  
校長 岩井 輝康

## 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により「京都南部」又は「京都・亀岡」地域に「特別警報」、又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 特別警報について

登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合…5校時（13時35分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合…臨時休業

#### 2 暴風警報について

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前 7時までに解除になった場合… 平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合… 3校時（10時40分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合… 5校時（13時35分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発表中の場合…臨時休業

#### ○ 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、時間帯を考慮し、可能な限り早い段階で「保護者への引き渡し」または「一斉下校」「学校待機」等の判断をします。その際、メール配信・ホームページで連絡いたします。（不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこともあります。緊急時の連絡先番号により、連絡が取れる用意しておいてください。）

#### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示等が発令された場合などを想定しています。）

#### 4 水害・土砂災害による避難指示等が発令された場合について

校区内の学区に水害・土砂災害の避難指示等が発令された場合は、臨時休校等の措置を取ります。その際の基準は、暴風警報が発表された場合に準ずるものとします。